

法第35条の2第3項 開発行為変更届出書類一覧表

- ◎届出書は正本1部、副本1部(正本のコピー)の合計2部提出してください。
- ◎**原本(証明書等の有効期限は交付日から3ヶ月)**が必要なものは、正本に原本を、副本にコピーを添付してください。
- ◎住民票は**マイナンバーの記載のないもの**を添付してください。
- ◎**図面に申請区域を赤枠で表示し、設計図には作成した者の記名**をしてください。
- ◎**届出書(正本)の一枚目に本表を添付し、書類及び図面等を表の項目順に縦って**ください。

法第35条の2
政令第31条
省令第28条の4
市規則第8条

届出書類・図面等		必須	備考	
届出書	開発行為変更届出書【市規則第11号様式】	○	許可を受けた者が届出者となります。	
添付書類	委任状		担当者氏名及び連絡先(電話番号・FAX番号)を記入する。(委任された者でない者が手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要。)	
	開発行為許可(変更許可)通知書等(写し)	○	申請前に交付(受理)された法第29条許可通知書、法第35条の2許可通知書・開発行為変更届書、法第44条許可承継届出書、法第45条開発許可承継承認通知書のうち該当があるものの写し	
	変更の理由及び内容	○	変更項目ごとに変更前後の比較をし、変更内容及び理由を表示する。	
	変更する書類	○	開発行為許可申請書(既開発行為変更許可申請書)の添付書類のうち、変更する項目に係る全ての書類(変更箇所を赤字表示)を添付する。	
	工事施行者の能力に関する書類		工事施行業者の変更は、自己居住用、自己業務用(1ha未満)の場合に限る。それ以外の開発行為は、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。	
	法人	法人の登記事項証明書(原本)		
		工事経歴書		
	個人	住民票(原本)		
	工事経歴書			
添付図面	開発区域区域図(1/2,500以上)		都市計画課: 白井市都市計画基本図(白図)によるもの。	
	設計変更説明図		変更する全ての図面を添付すること。 (図面右上に「変更前」・「変更後」を表示する。)	

(軽微な変更)

省令第二十八条の四 法第三十五条の二第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 設計の変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 予定建築物等の敷地の規模の十分の一以上の増減を伴うもの
 - ロ 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が千平方メートル以上となるもの
- 二 工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。
- 三 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更